

## 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則

令和 2 年 6 月 24 日  
令和 2 年杉並区教育委員会規則第 31 号

**(趣旨)**

第 1 条 この規則は、杉並区教育振興基本計画審議会条例（令和 2 年杉並区条例第 15 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

**(招集の通知)**

第 2 条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

**(会議録)**

第 3 条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び議題
- (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 会議資料の名称
- (5) 会議の次第
- (6) 会議の結果
- (7) 会議に出席した者の主要な発言
- (8) その他会長が必要と認める事項

2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区公式ホームページへの掲載により行うものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、非公開とした会議の会議録は、公表しない。

**(庶務)**

第 4 条 杉並区教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

**(委任)**

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

**附 則**

1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則は、杉並区教育振興基本計画審議会条例第 2 条第 1 項の規定による答申が行われた日の翌日に、その効力を失う。